

令和5年6月香川県広域水道企業団議会臨時会

# 債権放棄報告書

(香川県広域水道企業団債権管理条例第14条第2項の規定に基づくもの)

香川県広域水道企業団



## 債権の放棄について

香川県広域水道企業団債権管理条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第22号）第14条第1項の規定により債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権金額	債権を放棄した理由	放棄決定日
水道料金	22,421,174 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号から第3号までに該当	令和5年3月31日
給水装置修繕工事代金	105,333 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第1号に該当	令和5年3月31日
給水装置工事検査手数料	1,000 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第4号に該当	令和5年3月31日
資料交付手数料	100 円	香川県広域水道企業団債権管理条例 第14条第1項第4号に該当	令和5年3月31日





令和五年六月香川県広域水道企業団議会議臨時会

債権放棄報告書

香川県広域水道企業団